

(別紙1)

2026年3月吉日

取引業者 各位

国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長  
(押印省略)

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分の方針等について

謹啓

研究費の執行につきましては、日頃より格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、昨今、研究費の不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることを受け、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)により、各研究機関において、より実効性のある取組が求められているところです。

その取組のひとつとして、研究費を財源とする取引に関して、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底することが求められております。

つきましては、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「当センター」という。)の不正対策に関する方針及びルール等について、下記のとおりお知らせいたします。

謹白

記

1. 当センターの不正対策に関する方針について  
「研究費不正使用防止計画」  
([https://www.ncc.go.jp/jp/about/research\\_promotion/grant.html](https://www.ncc.go.jp/jp/about/research_promotion/grant.html)) のとおり
2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について  
別添「不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針」のとおり
3. 取引業者に求める事項について  
当センターと研究費を財源とする取引をするときは、次の事項を遵守していただきますようお願い申し上げます。
  - ① 当センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと
  - ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
  - ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

④ 当センター役職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

#### 4. 取引停止期間等の減免について

取引業者が過去の不正取引について、当センターに自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間等の減免を行うことがあります。

#### 5. 誓約書の提出について

当センターと研究費を財源とする取引がある場合（公的機関、公共事業者、学校法人、外国企業、弁護士、税理士等（以下「公的機関等」という。）、誓約書の提出に馴染まない業種、取引等の場合を除く）は、以下の提出先まで誓約書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、このお知らせが発行されたときに取引がない場合であっても、その後取引することとなった場合は、以下の提出先まで誓約書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出した誓約書の内容（会社名、担当者等）に変更があったときは、以下の提出先までその旨をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

公共機関等以外の取引業者が誓約書を提出しない場合（誓約書の提出について複数回の督促に回答がない場合等）であって、当センターと取引する意思がないと判断された場合は、見積書の提出を依頼しないこととする（電子入札の登録を抹消する）場合がありますので、ご注意ください。

**① 築地地区と取引がある場合は、財務経理部築地C調達課調達第二係（〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1）に提出して下さい。**

**② 柏地区と取引がある場合は、財務経理部柏C財務経理課研究業務係（〒277-8577 千葉県柏市柏の葉6-5-1）に提出して下さい。**

**③ 築地地区、柏地区とも取引がある場合は、上記①に原本を、②に複写を提出して下さい。**

**※ ③の場合、柏地区に提出する複写は、PDFファイルをメールで送付する等、電子的に提出することができます。**

#### 6. 契約ごとの誓約書の提出について

当センターと研究費を財源とする次の取引をする場合は、当該取引にかかる契約事務担当者に、誓約書を提出していただきますようお願い申し上げます。

- ① 予定価格が400万円を超える工事又は製造
- ② 予定価格が300万円を超える財産の買い入れ
- ③ 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超える物件の借り入れ
- ④ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えるもの

以上

別添

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針

1. 国立研究開発法人国立がん研究センター契約指名停止等措置要領（抄） . . . 1
2. 国立研究開発法人国立がん研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定  
役務の調達手続の特例を定める規程（抄） . . . . . 8

国立研究開発法人国立がん研究センター契約指名停止等措置要領（抄）

（適用）

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則（平成22年細則第3号。以下「契約事務取扱細則」という。）第7条（第22条及び第28条で準用する場合を含む。）に規定する競争参加資格の制限（以下「指名停止」という。）に関する事項について契約事務取扱細則第7条第3項に基づき定める。

（指名停止）

第2条 理事長は、有資格業者（国立研究開発法人国立がん研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年規程第42号。以下「特例規程」という。）第4条又は契約事務取扱細則第5条、第22条若しくは第25条の規定により競争参加資格を得た者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止（指名停止、指名回避、指名留保、不選等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、工事並びに物品及び役務の提供等（以下「工事等」という。）を受注させるにふさわしくない有資格業者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- 2 理事長が指名停止を行ったときは、理事長及び契約事務取扱細則第3条に定める契約者（以下「理事長等」という。）は、工事等の契約のため指名を行うに際し、定められた期間中、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。また、一般競争及び契約事務取扱細則第3章に規定する公募型企画競争においては当該指名停止に係る有資格業者を、定められた期間中、競争に参加させてはならない。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 理事長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 理事長は、指名停止の期間中の有資格業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 (略)

(随意契約の相手方の制限)

第8条 理事長等は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を契約事務取扱細則第5章及び特例規程第11条に規定する随意契約の相手方としてはならない。

2 理事長等は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合又は競争に付することが不利と認められる場合で他の業者に履行させることが困難と認められる場合等は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(取引停止)

第10条 理事長は、競争参加資格を得ない業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当し、極めて悪質な事由によりセンターの業務運営に極めて重大な結果を生じさせた場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うことができる。

2 第2条から前条(第6条を除く。)まで及び第11条の規定については、前項の取引停止について準用する。この場合において、これらの規定中「有資格業者」とあるのは「競争参加資格を得ない業者」と、「指名停止」とあるのは「取引停止」と読み替えるものとする。

別表 措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 国立がん研究センターが発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2か月 6か月</p>
<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 理事長等が締結した契約の履行に当たり、過失により契約に係る工事等の履行を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p> <p>3 厚生労働省又は他の公共機関(以下「他の機関」という。)の職員が締結した契約に係る工事等の履行に当たり、過失により契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2か月 6か月</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 前2号に掲げる場合のほか、理事長等が締結した契約に係る工事等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>8か月 4か月</p>
<p>(安全管理の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 理事長等が締結した契約に係る工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p> <p>6 他の機関の職員が締結した契約に係る工事等の履行に当たり、安全管理</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2か月 6か月</p> <p>当該認定をした日</p>

<p>の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 理事長等が締結した契約に係る工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p> <p>8 他の機関の職員が締結した契約に係る工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>8か月 4か月</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次のイ、ロ又はハに掲げる者が国立がん研究センターの役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げるもの以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(1) 工事に係るもの (2) (1) 以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>24か月 12か月</p> <p>18か月 9か月</p> <p>12か月 6か月</p>
<p>10 次のイ、ロ又はハに掲げる者が厚生労働省の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

イ 代表役員等	4か月以上12か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハ 使用人	1か月以上3か月以内
1 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に該当する場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハ 使用人	1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反)	
1 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
1 3 次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 理事長等	
(1) 工事に係るもの	24か月
(2) (1) 以外のもの	12か月
ロ 厚生労働省の会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等(以下「所属担当官」という。)	2か月以上9か月以内
1 4 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
1 5 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない	逮捕又は公訴を知った日から2か月

で公訴を提起されたとき。	以上12か月以内
16 次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 理事長等	
（1）工事に係るもの	24か月
（2）（1）以外のもの	12か月
ロ 厚生労働省の所属担当官	2か月以上12か月以内
17 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内
18 理事長等が締結した契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
（1）工事に係るもの	24か月
（2）（1）以外のもの	12か月
19 厚生労働省の所属担当官が締結した契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内
（建設業法違反）	
20 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
21 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 理事長等	18か月
ロ 厚生労働省の所属担当官	1か月以上9か月以内
（不正又は不誠実な行為）	

<p>2 2 前各号に掲げる場合のほか、次のイ、ロ又はハに掲げる者が行った取引等に係る業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 理事長等  (1) 工事に係るもの  (2) (1) 以外のもの</p> <p>ロ 厚生労働省の所属担当官</p> <p>ハ 他の公共機関の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 8 か月  9 か月</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>2 3 前各号に掲げる場合のほか、次のイ、ロ又はハに掲げる場合において代表役員等が罰金以上の刑に処せられ、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 理事長等と行った取引等に係る業務が原因である場合  (1) 工事に係るもの  (2) (1) 以外のもの</p> <p>ロ 厚生労働省の所属担当官と行った取引等に係る業務が原因である場合</p> <p>ハ 他の公共機関の職員と行った取引等に係る業務が原因である場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 8 か月  9 か月</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>2 4 前各号に掲げる場合のほか、国立がん研究センターの役職員が取引等に係る業務に関して行った不正な行為に次に掲げる者が荷担したと認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等  ロ 一般役員等  ハ 使用人</p>	<p>1 2 か月  9 か月  6 か月</p>

(注) 本要領の運用については、原則として「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」(平成3年建設省厚発第172号)を準用する。

平成22年4月1日規程第42号

国立研究開発法人国立がん研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（抄）

（参加のための条件）

第4条 理事長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（入札説明書の交付）

第11条 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 第7条又は第8条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第7条第1項第7号に掲げる事項を除く。）
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部課等の名称及び所在地
- 五 契約の手続において使用する言語
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合は、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項